

チャレンジなまち推進事業委託業務に係る公募型プロポーザル実施要項

この実施要項は、いちき串木野市（以下「本市」という。）が、人口減少・少子化対策の一環として実施する、「チャレンジなまち推進事業委託業務（以下「本業務」という。）」に係る契約の相手方を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。

当該業務は、本市の人口減少・少子化対策の一環として実施するもので、若者を惹きつける魅力あるまちづくりのため、若者が学びや多様な主体との交流をとおして、多様な働き方や自己実現のための新たなプロジェクトにチャレンジできる環境を整備していくものである。

提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を熟知した上で、提案を行うこととする。

1 提案に付する事項

(1) 業務の名称： チャレンジなまち推進事業委託業務

(2) 業務の概要：

若者が本市において創業や自己実現を図るためのチャレンジに取り組み、かつその取り組みをサポートする「育成塾」における次の業務。

①育成塾における育成プログラムの実施

②専用ホームページの作成・運用・保守

③受講生のコミュニティ形成

④受講生の支援体制の構築

(3) 履行期間： 契約の日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額： 10,000,000円（消費税込み）

(5) 履行場所： 鹿児島県いちき串木野市

2 委託の仕様書

仕様書：別添「チャレンジなまち推進事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 提案に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1

いちき串木野市企画政策課企画調整係

（電話）0996-33-5628（担当：馬籠・大田） （Fax）0996-32-3124

（E-mail）seisaku1@city.ichikikushikino.lg.jp

4 提案者に必要な資格

次の(1)～(5)のすべてを満たすこと。

(1) 類似業務に係る次の実績を有すること。

①座学やフィールドワーク等による人材育成や地域活性化策の取組

- ②ホームページの制作及び掲載情報の取材や記事作成などのコンテンツ製作
 - ③若者を対象としたコミュニティ形成
 - ④若者の活動支援
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 国及び地方公共団体から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税に未納がないこと。

5 提案手続

(1) 手続の流れ

- ア 提案説明書の配付・提案参加の公示（本市）
- イ 参加申込書兼誓約書の提出（提案者）
- ウ 参加資格確認書送付（本市）
- エ 提案書の提出（提案者）
- オ 審査及び契約候補者の決定（本市）
- カ 結果通知（本市）
- キ 見積書提出（提案者）
- ク 契約締結手続（本市、契約相手方）

(2) 各手続詳細

ア 提案書作成要項及び仕様書等の公示

- ①期間： 令和7年4月11日(金) 午後1時から
令和7年4月28日(月) 午後5時まで
- ②場所： いちき串木野市 ホームページに掲載

イ 参加申込書兼誓約書の提出

- ①期 限： 令和7年4月28日(月) 午後5時（必着）までに郵送等により提出してください。
- ②場 所： 〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1
いちき串木野市企画政策課企画調整係
- ③提出物： a (様式1) 提案参加申込書兼誓約書
b 会社・団体等の概要（パンフレット等）
c 納税証明書
d 定款及び直近2か年の法人の損益計算書の写し
e 類似する業務の実施・実績が分かる資料

ウ 参加資格確認書送付

参加申込に対する参加資格確認書を電子メールにて送付します。

（令和7年4月30日(水)午後5時までに通知書を発出します。）

※ 参加資格の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。なお、必要書類を提出したにもかかわらず連絡がない場合は、令和7年5月1日(木)午後5時までに、電話にてご連絡ください。

エ 提案書の提出

①期限：令和7年5月14日(水)午後5時(必着)までに提案書を郵送等により提出してください。(メール不可)

②場所：〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133-1
いちき串木野市企画政策課企画調整係

③部数：提案書 正本1部 副本11部

④内容：別添「チャレンジングなまち推進事業委託業務提案書作成要項」のとおり
オ 審査及び契約候補者の決定

提案者の提案内容を「8. 選定方法」に基づき評価を行い、契約候補者を決定します。

カ 結果通知

令和7年5月21日(水)に提案参加申込者全員(担当者)に電子メールまたはFAXで連絡します。

キ 契約締結手続

契約の相手方と本市との間で業務委託について、令和7年5月28日(水)までに契約手続を行います。

6 提案に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先(様式3により、電子メールのみ受け付けます。)

電子メール：seisaku1@city.ichikikushikino.lg.jp

(2) 回答方法

提案参加申込者全員(担当者)に対し電子メールで回答します。

(3) 受付期間

令和7年4月11日(金)午後1時から5月7日(水)午後5時まで随時

(4) 回答日

質問受付後、2開庁日以内にすべての提案者へ回答します。

7 提案参加の辞退

参加申込後であっても提案を辞退することができます。

その場合は、令和7年5月9日(金)午後5時(必着)までに、様式2「提案参加辞退届」を提出してください。

8 選定方法

(1) 評価の方法

本市が設置する選定委員会において、提案書の内容により総合的に判断し、最高得点提案者を契約候補者として決定します。

(2) 評価基準

別表をもとに評価します。ただし、最高得点提案者の評価が総評価点の60パーセント以上の場合のみ、契約候補者として選定し得るものとします。

(3) プレゼンテーションについて

提案書等を提出した事業者は、選定委員会においてプレゼンテーションを行ってください。

- ①日 時：令和7年5月22日（木）13：30からを予定
※時間・場所等の詳細は、参加資格確認通知の際に合わせて連絡します。
- ②発表時間：40分程度（各提案者につき、30分以内のプレゼンテーション後、質疑応答を行います。）
- ③内 容：提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答。
※パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参してください。
※スクリーン、プロジェクター（HDMI接続）は会場に準備します。

9 契約の方法等

(1) 提案内容の変更

委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではありません。契約候補者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議のうえ、企画提案の一部を変更する場合があります。

(2) 仕様書の変更

別紙「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものです。したがって、契約候補者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該企画書等の内容の範囲内において、委託業務の内容が追加される場合があります。

(3) 契約候補者の変更

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の提案者を契約候補者として選定のうえ、本実施要項9(1)及び(2)の事項を準用し、契約を締結するものとします。

10 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提案書が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 提案書の提出後に参加者の資格要件に定める条件を満たさなくなった場合。
- (4) 提出された見積書の金額が、本実施要項1(4)に示す額を上回っている場合。
- (5) その他、本実施要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。

11 参加にあたっての確認事項

以下の点を確認し、了承頂いた上で提案に参加してください。

- (1) 本提案書作成に係る費用については、すべて提案者の負担とします。
- (2) 不確定要素が多々ある中であっても、提案者の経験やノウハウを最大限活用し、具体的で実効性のある提案書を提出してください。
- (3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容としてください。
- (4) 審査経過及び選定に関する質問等は一切回答いたしません。
- (5) 提案頂いた提案書等一切の書類は返却しません。なお、提出された書類を提

案者に無断で本件の目的以外に使用することはありません。

- (6) 本資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (7) 本業務に係る国等の会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

別表：評価基準

審査項目	配点
1 会社の組織体系及び類似業務の実績は十分であるか。	10点
2 事業の内容は目的に沿ったものであるか。	70点
3 事業の実施フロー等は明確であり履行可能な内容であるか。	10点
4 見積もりによる提示価格や見積内容は適切であるか。	10点

提案参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

いちき串木野市 御中

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

チャレンジなまち推進事業委託業務に係るプロポーザルについて、実施要項にある参加資格を満たしていることを誓約し、別紙添付書類を添えて参加を申込みます。

なお、本申請後、参加資格を満たしていないことが明らかとなった場合は、この申込みを取り消します。

会社名	
所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

【添付書類】

- ・ 会社・団体概要（パンフレット等）
- ・ 納税証明書（未納税額のない証明） ※発行後 3 か月以内のもの。
 - ①市税（法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市民税（特別徴収分））
 - ②国税（法人税、消費税及び地方消費税）
- ・ 定款及び直近 2 ヶ年の法人の損益計算書の写し
- ・ 類似する業務の実績が分かる資料（様式任意）

提案参加辞退届

令和 年 月 日

いちき串木野市 御中

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

チャレンジなまち推進事業委託業務に係るプロポーザルについて、令和 年 月 日
参加申込みをしましたが、辞退したいので届出ます。

会社名	
所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

質 問 票

(チャレンジなまち推進事業委託業務)

会社名		電話番号	
所属名		F A X 番号	
担当者名		メールアドレス	

質問事項	
質問内容	

注) 質問内容は、事項毎に別紙で作成してください。

様式4

提 案 書

業務の名称: チャレンジングなまち推進事業委託業務

履行期限: 令和8年3月31日

標記業務について、提案書を提出します。

令和 年 月 日

いちき串木野市 御中

提案者

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

チャレンジなまち推進事業委託業務
委託提案書

団体名			
所在地			
代表者氏名			
設立年月日	年	月	日
鹿児島県内に支社を有する場合、その所在地			
電話番号			
電子メールアドレス			
業務の実施体制			
類似業務の実績			
業務名・事業主体	業務概要	履行期間	
		開始	年 月
		終了	年 月

事業の内容に関する事項	1. 育成プログラムについて ・テーマや全体構成、実施内容、育成手法、スケジュールなど
	2 専用ホームページの作成・運用・保守 ・コンセプト、構成、コンテンツ、運用方針、運用体制、スケジュールなど ※トップページのイメージ案を添付
	3 受講生のコミュニティ形成 ・コミュニティの形成手法及びコミュニティが継続できるための仕組みなど
	4 受講生の支援体制の構築 ・メンター制度の内容、実施体制等 ・受講生が日常的に相談できる体制等
	5 その他、上記の業務に関する新たな提案について
実施フロー等に関する事項	1 事業全体スケジュールについて

注 1: 提案書については、固定様式ではありません。同様の内容のわかるようにプレゼンテーション資料等を作成する場合は、そのスライド等でも可とします。

様式6

チャレンジなまち推進事業委託業務見積書

本業務の実施にあたっての見積書を記載してください。

注 1:任意様式(提案者の独自様式可)としますが、仕様書と費用の関係性及び内訳のわかるように作成してください。

注2:カラー印刷を可とします。

チャレンジなまち推進事業委託業務提案書作成要項

1 内容

- (1) 提案書は、【様式4】、【様式5】、【様式6】を参考に作成してください。なお、【様式4】は指定様式としますが、【様式5】、【様式6】については、自由様式とします。ただし、【様式5】の各項目の内容及び順番は指定とします。また、【様式6】については、区別がわかるように記載してください。
- (2) 用紙の大きさは、各様式ともA4版とします。(両面印刷の場合は、長辺綴じ)
- (3) 提案書の各提案は、簡潔な文章で記載するとともに、文章を補充するための写真、イラスト、イメージ図等をもって作成してください。(カラー印刷可)
- (4) 提案書の作成にあたっては、記載の留意事項や注意事項は削除して下さい。また、使用する文字のフォントは自由としますが、ポイント数は 10.5 ポイント以上としてください。

2 提出部数等

- (1) 提案書は、【様式4】、【様式5】、【様式6】を各正本1部、副本 11 部提出してください。
なお、提案書の提出にあたっては、ホッチキス等で止めてください。
- (2) 提案書提出の際は、トップページのイメージ案を提出してください。なお、今回制作予定のホームページに近い、他のホームページの実績がある場合は、それをイメージ案として提出することもできます。